

第 18 編

要注意所属機関等リスト

第18編 要注意所属機関等リスト

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 リストの利用	1
第2章 リストの取扱い	2
第1節 登載責任者等	2
第1 リスト登載責任者	2
第2 リスト取扱責任者	2
第2節 リスト登載・解除・補正手続	2
第1 登載	2
第2 登載解除	5
第3 登載情報の補正	6
第4 原簿の保管・廃棄	7
第3章 様式	8